

# 工事完了後は完了届の提出が必要です。

愛知県が許可（承認）した工事については、工事写真を添付した完了届の提出が必要です。

写真は、次の事項に注意して撮影し、工事完了後、速やかに提出してください。

写真により検査し、不明な点等があれば連絡します。

添付書類：写真（着手前・施行中・完成）

提出部数：1部

提出時期：工事完了後速やかに

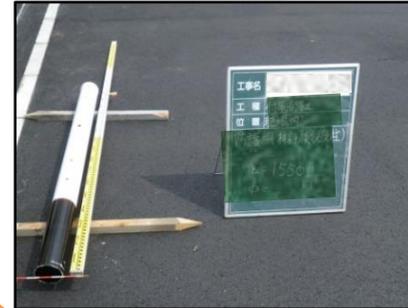
## 1 着手前

工事着手前に工事箇所全体の状況が分かるよう、**正面**と**反対側**から撮影します。



## 2 資材検品

工事に使用する資材の検品状況を、撮影しておきます。



比較しやすいよう、

**同じ角度**

から撮影

※河川保全区域内行為（河川法第 55 条）のみの場合は必要ありません。

## 3 出来形検査

工事の各段階で出来形を確認した際も、写真に残しておきます。



## 4 完了後

着手前と同じ角度から、工事完了後の完成形を撮影します。



※河川保全区域内行為（河川法第 55 条）のみの場合は、掘削深、埋戻し状況、盛土高等の分かる写真としてください。

お問い合わせ先

愛知県海部建設事務所 維持管理課 管理グループ

電話0567-24-2162（ダイヤルイン）